

平成12年10月24日制定
平成18年 1月29日改定
平成19年10月25日改定
平成20年 3月18日改定
平成21年10月 4日改定
令和01年12月15日改定

【広畑ふれあい塾 運営規約】

(目的)

第1条 この塾は、高齢者等が自ら有する知識や特技を教え、学ぶための場であり、その学習活動を通じ生きがいつくり、健康・体力づくり及び仲間づくりを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この塾の名称を「広畑ふれあい塾」とし、事務局を市生涯学習主管課内
第3条 に置く。

(事業)

第3条 この塾は第1条の目的を達成するために次の事業を行なう。
(1) 学習活動の企画及び円滑なる運営に関すること。
(2) 活動成果を発表し、その活性化を図るため広報活動に関すること。
(3) 講師並びに受講生の親睦を目的とした企画・運営に関すること。

(運営)

第4条 この塾の運営は、自主運営とし、必要に応じ関係行政機関と連絡調整を行いながら活動を進めるものとする。運営とは、塾が円滑に機能するための総括的な諸活動をいう。

(組織)

第5条 この塾は、公募により募集し確定した講師並びにその講座を受講する受講生とで組織する。

(役員)

第6条 この塾に次の役員を置く。役員は講師経験1年以上の講師から選任する。
(1) 塾長 1名
(2) 副塾長 2名
(3) 事務局長 1名
(4) 会計 2名
(5) 一般役員 6名
(6) 必要に応じ顧問を置くことができる

(役員役割)

第7条 役員は塾を代表し、塾の運営にあたりると共に以下の役割を分担する。

- (1) 塾長 塾運営を統括する。
- (2) 副塾長 塾長を補佐し、塾長不在時はその代務を行なう。
- (3) 事務局長 事務を総括する。
- (4) 会計 会計事務を行なう。
- (5) 一般役員 塾長の諮問に応じ、塾の運営を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は1期2年とする。

但し、塾運営上必要と認められる場合は、継続することができる。

(講師会)

第9条 講師をもって構成する。講師会は塾長が招集し、塾運営の最高決定機関とする。
又、第6条の役員及び会計監査員を選任する。

(役員会)

第10条 役員会は第6条の役員で構成し、塾長が必要に応じて招集し、規約に従い塾運営を司る。

(運営費)

第11条 この塾の経費は、受講生から徴収する運営費で賄うものとする。

(委員会)

第12条 この塾の活動を活性化させるため、必要に応じて委員会を置く。

(会計年度)

第13条 この塾の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする。

(会計監査)

第14条 この塾の会計を監査するため、会計監査員2名が、毎年4月に会計監査を行なう。会計監査員は講師経験3年以上の講師から選任する。

(その他)

第15条 本規約に則り、細部に係わる運営上の諸規則は、「細則」として役員会にて審議決定し、講師会に報告又は承認を得るものとする。
この規約に定めない事項及び疑義の処理は、役員会にて審議決定し、必要に応じて講師会の承認を得る。

付記 この規約は、平成12年10月24日より施行する。